

令和2年2月1日
広島北部農業協同組合

資金決済に関する法律に基づく利用終了および払戻し実施のご案内

広島北部農業協同組合発行の「プリペイドカード（JA広島北部のお得なプリカ）」について

平素は、当組合の給油所をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

当組合の発行の「プリペイドカード（JA広島北部のお得なプリカ）（以下、プリカという）」につきましては、令和2年3月31日（火）をもちまして利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、「プリカ」の払い戻しを実施させていただきます。

未使用、残高のある「プリカ」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了および払戻し対象となる「プリカ」について

下記掲載のとおり、表面に「JA広島北部お得なプリカ」、裏面に発行者が「広島北部農業協同組合」と記載されており残高のあるプリカが対象となります。

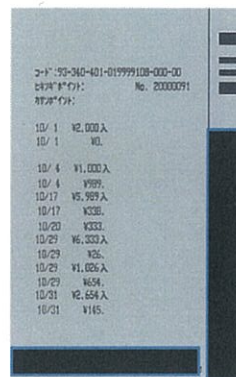
ただし、最終利用日から有効期限の3年を経過しているプリカにつきましては、無効（払戻しの対象外）となりますのでご注意ください。

（プリカ裏面の印字をご確認ください）

（表面：見本）



（裏面：見本）



2. ご利用終了日

令和2年3月31日（火）

3. 払戻し期間

令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）

※ 上記払戻し期間内に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

4. お申し出方法及び払戻し方法

広島北部農業協同組合の給油所（千代田給油所、大朝インター給油所、高田インター給油所）へ残高のある、**最終利用日**から有効期限の3年を超えていないプリカをご持参ください。

確認をさせていただきましたうえ、その場で現金もしくはご指定の口座へご返金いたします。

※ プリカをご持参できない場合

- (1) お申し出される方の住所、氏名、連絡先を広島北部農業協同組合の給油所まで電話にてご連絡ください。
- (2) ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「**プリカ払戻し申請書**」を郵送いたします。払戻申請書に必要事項をご記入いただき、返信用封筒に「残高のある、**最終利用日**が有効期限3年を超えていないプリカ」を同封のうえ、広島北部農業協同組合の給油所宛ご返信願います。返信された払戻申請書記載内容とプリカの残高を確認し、指定口座へ残高をお振込みいたします。（返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担いたします）
なお、郵送でのお申し出の場合は、払戻し期間最終日当日（令和2年6月30日（火））の消印までのものが有効となります。
- (3) 明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

5. 連絡先・お問合せ先

広島北部農業協同組合

(1) 千代田給油所

731-1533 広島県山県郡北広島町有田532-1

電話番号 0826-72-3041

(2) 大朝インター給油所

731-2103 広島県山県郡北広島町新庄2658-1

電話番号 0826-82-2798

(3) 高田インター給油所

731-0611 広島県安芸高田市美土里町横田4232-5

電話番号 0826-54-1147

※ 受付・照会時間は、午前9時から午後17時まで

以上